

倫理コンサルテーションの進め方

板橋彩子[†] 大槻育恵^{*} 森 美保^{*} 永野 功^{**}第75回国立病院総合医学会
(2021年10月23日～11月20日WEB開催)

IRYO Vol. 76 No. 4 (304-308) 2022

要旨

臨床倫理コンサルテーションとは、医療現場で倫理的問題が生じた際に、多職種からなる倫理チームが、医療・ケアチームからの相談に応じて助言を行う活動のことである。国立病院機構宮城病院（当院）は神経難病の専門医療機関であるため多くの難病患者を受け入れているが、これらの患者においては症状の変化に対応して、治療やケアについての方針決定が必要となる。治療方針決定は基本的に本人意思に基づいてなされるが、患者の判断能力が低下している場合は、患者・家族と医療スタッフが話し合いを行って患者の意思形成を支援している。しかし、方針決定に難渋する場合、倫理チームによるコンサルテーションが要請される場合がある。当院の臨床倫理コンサルテーションチームは、臨床倫理委員会（上位の委員会）の下部組織として位置づけられている。通常は倫理チームのみで検討し、医療・ケアチームへ助言を行い、結果を臨床倫理委員会へ報告するが、チームのみで判断できない場合には、病院幹部等が加わった臨床倫理委員会が開かれる。倫理コンサルテーション活動においては、常設の倫理チームが検討を行う、医療チームから依頼しやすいようにする、依頼があったら速やかに検討会を始める、結論に至らない場合は倫理的な問題点を整理して返す、倫理的問題に対する具体的対応策を助言するように努める、などを心がけている。事例の検討に当たっては、Jonsenの4分割法を使用して倫理的問題を整理し、医療倫理の4原則を援用して行っている。今後は、倫理コンサルテーションチームの活動を院内で定着させるとともに、職員の倫理的問題へ気づき能力の向上を図り、神経難病患者がより適切な意思決定ができるような活動を行っていききたい。

キーワード 神経難病, 意思決定, 判断能力, 臨床倫理コンサルテーション

はじめに

神経難病は慢性進行性の疾患であることから、患者は症状進行の各段階で、治療・ケアについて複数回の意思決定が必要となる。その場合、医療チームと患者・家族が治療方針について話し合い、本人の意思を尊重した治療方針が決定されることが望ましい。しかし、症状の進行による認知機能低下などで

患者本人の意思が確認できない場合もあり、患者・家族への意思決定支援が必要となるが、種々の倫理的問題が生じて医療チームだけでは対応が困難なことも少なくない。このような倫理的問題をはらんだケースについては、倫理相談員による臨床倫理コンサルテーションによって医療・ケアチームを援助することが推奨されている。国立病院機構宮城病院（当院）では、多職種による臨床倫理コンサルテ

国立病院機構宮城病院 地域医療連携室 *看護部 **脳神経内科 †医療ソーシャルワーカー

著者連絡先：板橋彩子 国立病院機構宮城病院 地域医療連携室 〒989-2202 宮城県亘理郡山元町高瀬合戦原100

e-mail: itabashi.ayako.na@mail.hosp.go.jp

(2022年3月22日受付, 2022年8月5日受理)

How to Proceed with Ethics Consultation

Ayako Itabashi, Ikue Otsuki, Miho Mori and Isao Nagano, NHO Miyagi Hospital

(Received Mar. 22, 2022, Accepted Aug. 5, 2022)

Key Words : Intractable neurological diseases, decision making, decisional capacity, clinical ethics consultation